

## インドネシア：フランチャイズに関する新規制

アジアニュースレター

2025 年 1 月 29 日号

執筆者:

[吉本 祐介](#)

[y.yoshimoto@nishimura.com](mailto:y.yoshimoto@nishimura.com)

[Sinta Dwi Cestakarani](#)

[Scestakarani@wplaws.com](mailto:Scestakarani@wplaws.com)

[我妻 由香莉](#)

[y.wagatsuma@nishimura.com](mailto:y.wagatsuma@nishimura.com)

[Yuki Nur Palupi Tresnaningtyas](#)

[ytresnaningtyas@wplaws.com](mailto:ytresnaningtyas@wplaws.com)

インドネシアのフランチャイズ規制に関して、長年維持されてきた 2007 年政令第 42 号（以下、「旧政令」といいます。）に代わり、2024 年政令第 35 号（以下、「本政令」といいます。）が制定・施行されました。本政令では、インドネシアのフランチャイズ規制を強化し、フランチャイズビジネスの慣行を現在の市場動向と整合させるなどの観点から、新たな規制が導入されています。本ニュースレターでは、事業者において認識すべき本政令の重要な点を紹介いたします。

### 1. フランチャイズの登録要件

本政令は、フランチャイズ事業の成長機会を奨励しつつ、フランチャイジーの保護の必要性とのバランスをとることを目指しています。これらの観点から、本政令では、フランチャイザーがフランチャイズ事業の登録を行うための要件について、以下のような重要な変更がなされています。

#### (1) 収益性の実績要件の変更：

旧政令では、フランチャイズ事業について、5 年間以上収益性があるという実績を示すことが必要とされていましたが、本政令では期間が短縮され、3 年間以上連続で収益性があるという実績を示せば足りることになりました。この変更により、フランチャイズ事業の拡大機会を拡充することを目的としています。

#### (2) 知的財産（IP）要件の厳格化：

本政令は、すべての知的財産（商標、ロゴなど）について、インドネシアで登録が完了してからフランチャイズを開始することを義務付けています。知的財産の登録手続が進行中であってもフランチャイズを開始することを許容していた旧政令からの大きな変更といえます。この要件の厳格化は、ブランド保護の強化という本政令の趣旨を明確に示すものです。他方、インドネシアにおいては知的財産の登録完了までに長期間を要するため、本要件により、事業者による製品やサービスのフランチャイズ開始が遅れ、市場拡大を妨げる可能性があるともいえます。

### 2. フランチャイズ登録証（STPW）の有効期間

本政令では、旧政令で明示されていたフランチャイズ登録証（*Surat Tanda Pendaftaran Waralaba*（以下、「STPW」といいます。））の 5 年間の有効期限が廃止されました。したがって、STPW は、フランチャイズ事業が運営され、関連する知的財産が登録されている限り、無期限に有効となります。この変更により、STPW の更新が不要になることから、管理上の負担が軽減され、各事業者は長期的な成長に重点を置くことが可能になります。

### 3. フランチャイズ目論見書の記載内容

フランチャイズ目論見書とは、フランチャイザーからフランチャイジー候補者に対して提供される書面で、フランチャイズ対象となる事業についての情報が記載されるものです。本政令では、フランチャイジー候補者に対しての透明性を高めるため、フランチャイズ目論見書に記載すべき情報が拡大されました。旧政令で規定されていた基本的な点（フランチャイザーの情報、事業の合法性、フランチャイザーおよびフランチャイジー双方の権利義務など）に加えて、フランチャイズ事業を運営するために使用される事業システムの説明（マーケティング戦略、人材の管理、標準業務過程など）の情報開示が義務付けられています。また、フランチャイズ目論見書には、知的財産が登録されていることを明確にするため、知的財産証明書を含める必要があります。

### 4. 違反に対する制裁

旧政令の下では、規制条項に違反した場合、警告書、課徴金、STPW の取消を含む行政処分が制裁として課される可能性がありました。本政令においては、原則として課徴金が制裁から除かれることになりましたが、他の制裁は維持されています。

本政令に基づき、新たな施行規則が今後制定されることとなります。当該施行規則により旧政令の施行規則（フランチャイズ活動に関する 2019 年商業大臣規則第 71 号）が改正される可能性がある点には留意する必要があります。

本ニュースレターは、インドネシアの独立の事務所であり、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業と提携関係にある Walalangi & Partners と共同で作成しています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)